

## 農林水産部「難工事」指定の試行要領

### 1. 目的

施工する現場が狭隘であったり、関係機関との密接な調整が必要となるなど、競争参加者が少なくなると考えられる「難工事」について、当該工事の施工実績を、その後の工事発注での総合評価において評価することとし、当該工事への競争参加意欲を喚起することにより、多数の競争参加資格を促すことを目的とする。

### 2. 対象工事

農林水産部が所管する工事のうち、3. 1) 難工事の定義に該当するものとする。

### 3. 試行方法

#### 1) 難工事の定義

「難工事」に指定する工事は、下記①、②の両方に該当する工事とする。

- ① 不調・不落で再公告する工事、又は、過去の不調・不落工事に類似した内容の新規工事で、不調・不落の発生が想定される工事。
- ② 施工する場所が狭隘、離島（宮古島、石垣島を除く）等で資機材の搬入路確保が困難、関係行政機関・公益事業者・近隣住民等との密接な調整が必要、現場が点在する、等により発注者が「難工事」とであると判断した工事。

#### 2) 適用

「難工事」の指定は、令和4年10月1日以降に入札手続きを開始する工事から実施する。

#### 3) 入札公告

入札公告段階で、入札公告及び特記仕様書に難工事指定の試行要領の対象であることを明記する。（記載例参照）

#### 4) 難工事施工実績証明書

「難工事」として施工し、完成したことを認められた工事について、「難工事施工実績証明書」を発行する（様式1）。なお、当該証明書は、総合評価の「難工事実績」における証明資料とすることができる。

### 4. 入札公告記載例

#### その他の事項

本工事は、施工実績をその後の工事発注での総合評価において、「難工事施工実績」として加点評価するための試行工事である。

## 5. 特記仕様書記載例

### 第〇条

本工事は、施工実績をその後の工事発注での総合評価において、「難工事施工実績」として加点評価する「難工事」に指定された工事である。

「難工事」として施工し、完成したことを認められた工事について、「難工事施工実績証明書」（様式1）を発行し、当該証明書は、総合評価の「難工事施工実績」における証明資料とすることができる。

## 6. 留意事項

本試行要領の実施にあたっては、適切な現場条件明示、積算、設計変更等が重要なことから、各種通知により適切に対応すること。

(様式1)

【成績評定通知日と同日付けで交付】

〇〇第〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇  
〇〇 〇〇 殿

〇〇農林水産振興センター所長

〇〇 〇〇 印

## 難工事施工実績証明書

下記工事について、難工事の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇〇〇工事

工 期 : 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日

完成年月日 : 〇〇年〇〇月〇〇日